

平成30年6月11日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 高木 賢 様

監事 井上 雅行



監事 白田 新吉



監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人高崎経済大学定款第9条第6項の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学の平成29事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における業務の執行に関する状況について監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

監事は、平成29事業年度の監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。また、必要に応じて理事長等から業務運営の報告を受け、各部局等の責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面・証拠書類の査閲や視察などにより、業務実施状況について確認した。

また、会計監査に関しては、独立監査人である公認会計士から提出された意見を参考に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書を確認した。

2 監査の結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

公立大学法人高崎経済大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

(2) 内部統制体制の整備に関する状況

平成29年度の地方独立行政法人法の一部改正に基づき、公立大学法人高崎経済大学業務方法書が平成30年3月に適切に改正されているものと認める。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の仕事の執行に関し、不正行為又は法令及び定款に違反する事実については、指摘すべき事実は認められない。

(4) 事業報告書及び決算報告書

事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しており、決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

(5) 財務諸表

財務諸表は法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

3 是正又は改善を要する事項

特になし

4 その他監事が必要と認める事項

(1) 第2期中期計画において、「事務職員の時間外勤務削減と有給休暇取得率の向上を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう働き方の改革に取り組む」としているが、事務職員の有給休暇取得率は、50%を割っている。電気料等経費の節減の観点から、8月のお盆時期に一斉休業を試行するなどの積極的な取得率向上策が必要と認められる。

(2) 第2期中期計画において、「必要性の高い施設の早期着工を目指す」としており、耐震診断結果において、唯一のD評価（耐震性は非常に低く、大規模改修を要する）である5号館の今後の整備は非常に重要な課題であり、整備計画の早期の策定が望まれる。